

# 会費納入規程

全国言友会連絡協議会

## 第1条（目的）

この規程は、全国言友会連絡協議会における会費及び機関誌購読料の納入について定める。

## 第2条（対象）

本規程は、原則として正会員及び賛助会員に適用する。但し、理事会が適切と認める場合、寄付等の会費以外の収入について、その拠出者等に本規程を準用することができる。

## 第3条（期間）

会計期間の期首は9月1日、期末は8月31日とする（定款45条）。

## 第4条（金額）

正会員及び賛助会員の会費及び機関誌購読料の金額については、総会を以ってこれを定める（定款10条）。

## 第5条（納入方法）

会費及び機関誌購読料の納入方法は、理事会からの承認を受けて、事務局がこれを定める。

## 第6条（納入期限）

会費及び機関誌購読料は、当該年度の期末までに納入しなければならない。なお、翌年度以降の年会費の納入は、原則としてこれを認めない。

## 第7条（追納）

過年度の会費及び機関誌購読料の追納には、延滞金を設けない。但し、特別な理由なく継続して2年以上に渡って滞納した場合、正会員としての資格を喪失する（定款11条）。

## 第8条（分納）

会費及び機関誌購読料を一括で支払えない場合、理事会の承認を得て、事務局の定める方法によって分納することができる。

## 第9条（年度途中の入会）

年度途中に入会した場合、理事会の承認を得て、入会日から当該年度の期末までの期間で月割した金額を、当該年度の会費及び機関誌購読料とすることができる。

## 附則

- ・この規程は、令和3年9月1日から施行する。